入札要項

（趣旨）
第１条　こひつじ保育園大規模修繕と増減築工事及び東立石こひつじ保育園大規模修繕工事における工事等に係る競争入札その他の取扱いについて、関係法令に定めるもののほか、この入札要項の定めるところによる。

（入札等）
第２条　入札参加者は、仕様書、図面等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等に疑義があるときは、所定の期間内において法人の担当者の説明を求めることができる。
２　入札書は封かんのうえ、必要事項を表記し、通知書に示した時刻までに提出しなければならない。
３　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を提出しなければならない。
４　入札参加者は、入札前に、連合等不正行為を行なわない旨の誓約書を提出しなければならない。
５　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

（入札辞退）
第３条　入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
（1）入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、または郵便（入札日の前日までに到着するものに限る。）にて行なう。
（2）入札執行中にあっては、入札辞退届またはその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行なう。
２　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（入札の取り止め等）
第４条　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。
２　指名競争入札において入札参加者が一社である場合は、特別な理由がない限り入札を取り止めるものとする。

（無効となる入札）
第５条　次の各号の一に該当する入札は無効とする。
（１）入札に参加する資格を有しない者のした入札
（２）委任状を提出しない代理人のした入札
（３）記名押印を欠く入札
（４）金額を訂正した入札
（５）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
（６）明らかに連合であると認められる入札
（７）同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は、二人以上の代理をした者の入札
（８）その他入札に関する条件に違反した入札

（落札者の決定）
第６条　入札参加者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定）
第７条　落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
２　前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約の締結）
第８条　落札者は、落札決定後、当法人から指定された期日までに契約を締結しなければならない。なお、本件については、（１）こひつじ保育園大規模修繕工事　（２）東立石こひつじ保育園大規模修繕工事　（３）こひつじ保育園減築工事　の３本に分けて内訳を添付した契約書を作成するものとする。

（異議の申立）
第９条　入札者は入札後、この要項、設計書、仕様書、図面、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）
第10条　契約担当者は、必要があるときは入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

以上